

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について

労働者の健康診断の実施やその結果を踏まえた措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等、労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的活動が不可欠であるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、事業者は、一定規模以上の事業場について、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていること等を踏まえ、今般、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、下記のとおり、考え方及び留意すべき事項を示すこととしたので、事業者に対する周知、指導等について遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっている。

産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導の実施及び心理的な負担の程度を把握するための検査等並びにそれぞれの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境維持管理、作業管理、労働者の健康管理、労働者の健康の保持増進を図るための措置、衛生教育、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことを職務とされている。

事業者は、情報通信機器を用いた場合においても、事業場における労働衛生水準を損なうことがないように、2 に掲げる事項に留意し、産業医が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のために効果的な活動を行いやすい環境を整備する必要がある。

なお、当該留意すべき事項に基づき産業医の職務を実施する場合には、産業医として選任された事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することとして差し支えないものである。

2 情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合における留意すべき事項

(1) 共通事項

- ア 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務の範囲やその際の留意事項等について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、労働者に周知していること。
- イ 法第 13 条第 4 項の規定に基づき産業医に対して必要な情報を提供する際に、情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する産業医に、適時に、労働者の健康管理に必要な情報が円滑に提供される仕組みを構築していること。
- ウ 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務についても、産業医が必要と認める場合には、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認することができる仕組みを構築していること。
- エ 産業医が情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する場合においても、事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の必要な体制を構築していること。

(2) 使用する情報通信機器について

- ア 情報通信機器を用いて通信等を行う産業医や労働者が容易に利用できるものであること。
- イ 映像、音声等の送受信が常時安定しており、相互の意見交換等を円滑に実施することが可能なものであること。
- ウ 取り扱う個人情報の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止の措置を講じること。特に労働者の心身の状態に関する情報については、個人データに対するアクセス管理、個人データに対するアクセス記録の保存、ソフトウェアに関する脆弱性対策等の技術的安全管理措置を適切に講じること。

(3) 個別の職務ごとに留意すべき事項

- ア 医師による面接指導（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号関係）
法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導について情報通信機器を用いて遠隔で実施する際には、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号（令和 2 年 11 月 19 日最終改正））に基づき、当該通達で示す留意事項を遵守するとともに、面接指導を実施する医師が必要と認める場合には直接対面により実施すること。
- イ 作業環境の維持管理及び作業の管理（安衛則第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号関係）
作業環境の維持管理及び作業の管理については、安衛則第 15 条の規定に基づく産業医の定期巡視の実施の際は、実地で作業環境や作業内容等を確認する必要があるこ

と。また、事業場の作業環境や作業内容等を踏まえ、産業医が追加的に実地で確認する頻度について検討することが適当であること。なお、製造工程や使用する化学物質を変更する等、事業場の作業環境や作業内容等に大きな変更が生じる場合は、産業医が実地で確認することが適当であること。

ウ 衛生教育（安衛則第 14 条第 1 項第 8 号関係）

衛生教育については、情報通信機器を用いて遠隔で実施する際には、「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号、基安労発 0125 第 1 号、基安化発 0125 第 1 号）に基づき実施すること。

エ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置（安衛則第 14 条第 1 項第 9 号関係）

労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置については、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止対策の策定について、医学に関する専門的知識を踏まえた検討を行うことが求められているものであり、視覚や聴覚を用いた情報収集だけでなく、臭いや皮膚への刺激等嗅覚や触覚による情報を得る必要もあることが想定されることから、原則として、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認すること。ただし、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置について取りまとめられた報告書等を確認する等により、事業場において産業医が実地での作業環境等の確認は不要であると判断した場合には、この限りではない。

オ 定期巡視（安衛則第 15 条関係）

産業医の定期巡視については、少なくとも毎月 1 回（安衛則第 15 条で定める条件を満たす場合は少なくとも 2 月に 1 回）、産業医が実地で実施する必要があること。定期巡視においては、作業場等を巡視し、労働者にとって好ましくない作業環境や作業内容等を把握するとともに、健康診断や健康相談だけからでは得られない労働者の健康に関する情報を得て、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、その場で労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じる必要があること。

カ 安全衛生委員会等への出席（法第 17 条、第 18 条及び第 19 条関係）

情報通信機器を用いてオンラインで開催される安全衛生委員会等へ出席する際には、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（令和 2 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 1 号）に基づく必要があること。

（4）情報通信機器を用いて遠隔で行う産業医の職務に関する事業者の留意事項

産業医は、産業医学の専門的立場から、独立性及び中立性をもってその職務を行うことができるよう、健康管理等に必要な情報の提供を事業者に求めることができ、また、その職務を実施するために必要な権限が付与されている。産業医はこの趣旨を踏まえ、情報通信機器を用いて遠隔で実施することが適当でないとする職務については、実地で現場を確認するとともに、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合

においても、労働者一人ひとりの健康を確保するために必要と認めるときは、事業者に対して、健康管理等に必要な情報を提供するよう求める等、必要な対応を行うことが重要であること。

事業者は、これらを踏まえ、産業医が効果的な活動が行えるよう、配慮すること。

基発 0331 第 5 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」
の一部改正について

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する際の要件については、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成 9 年 3 月 31 日付け基発第 214 号。以下「平成 9 年通達」という。）において示してきたところである。

今般、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっていることを踏まえ、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」（令和 3 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 4 号）を発出したところであり、これに伴い平成 9 年通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

○「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成9年3月31日付け基発第214号）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基 発 第 214 号 平成9年3月31日 <u>一部改正</u> 基 発 0331 第 5 号 <u>令和3年3月31日</u></p> <p>専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて</p> <p>産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場等における事業者等の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。</p> <p>具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場等の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。</p> <p>このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医</p>	<p style="text-align: right;">基 発 第 214 号 平成9年3月31日</p> <p>専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて</p> <p>産業医の選任義務のある事業場における産業保健活動を推進するに当たっては、産業医を中心とした活動が必要不可欠であるが、特に、構内下請事業場等においては、労働態様の類似性等を勘案すると、元請事業場の指導援助の下に産業保健活動を行うことが効率的又は効果的な場合もある。</p> <p>具体的には、元請事業場等に選任されている専属の産業医（以下「専属産業医」という。）が、当該元請事業場の下請事業場等のうち、産業医の選任を要する事業場（専属産業医の選任を要する事業場を除く。以下「非専属事業場」という。）の産業医を兼務し、当該専属産業医を中心に産業保健活動を行うことにより、非専属事業場の産業保健活動の活性化を期待できる場合もある。</p> <p>このようなことから、今般、元請事業場等の専属産業医がその職務の遂行に支障を生じない範囲内において、非専属事業場の産業医</p>

を兼ねても差し支えない場合の要件を下記のとおり定めたので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされた
い。

記

専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場
合は、以下のすべての要件に該当するものとする。

- 1 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、[1]労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること、[2]労働の態様が類似していること等一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
- 2 専属産業医が兼務する事業場の数、対象労働者数については、専属産業医としての趣旨及び非専属事業場への訪問頻度や事業場間の移動に必要な時間を踏まえ、その職務の遂行に支障を生じない範囲内とし、衛生委員会等で調査審議を行うこと。

なお、非専属事業場への訪問頻度として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第15条に基づき、少なくとも毎月1回（同条で定める条件を満たす場合は少なくとも2月に1回）、産業医が定期巡視を実地で実施する必要があることに留意すること。

を兼ねても差し支えない場合の要件を下記のとおり定めたので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされた
い。

記

専属産業医が非専属事業場の産業医を兼務することができる場
合は、以下のすべての要件に該当するものとする。

- 1 専属産業医の所属する事業場と非専属事業場とが、[1]地理的関係が密接であること、[2]労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること、[3]労働の態様が類似していること等、一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。
- 2 専属産業医が兼務する事業場の数、対象労働者数については、専属産業医としての趣旨を踏まえ、その職務の遂行に支障を生じない範囲内とすること。

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に準じ、3 千人を超えてはならないこと。

3 対象労働者の総数については、労働安全衛生規則第13条第 1 項第 3 号の規定に準じ、3 千人を超えてはならないこと。

基安労発 0331 第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契 印 省 略)

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の
事業場間の地理的關係について」の廃止について

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」の一部改正について」（令和 3 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 5 号）により、専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的要件を廃止したことを踏まえ、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」（平成 25 年 12 月 25 日付け基安労発 1225 第 1 号）を廃止する。

基安労発 1 2 2 5 第 1 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契 印 省 略)

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の
事業場間の地理的關係について

専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについては、平成 9 年 3 月 31 日付け基発第 214 号「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」により、産業医の職務の遂行に支障を生じない範囲内において行われることが必要であつて、具体的には、産業保健活動をそれら事業場で一体として行うことが効率的であること等の一定の要件の下に認めているところである。

今般、当該要件の一つである、専属産業医の所属する事業場と非専属事業場との、「地理的關係が密接であること」について、当該二つの事業場間を徒歩又は公共の交通機関や自動車等の通常交通手段により、1 時間以内で移動できる場合も含まれるものとして取り扱うこととするので、了知方お願いします。

併せて、関係者への必要な周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。